

2021年12月23日

志賀原発を廃炉に！訴訟 第35回口頭弁論 意見陳述書

原告 新明 宏

私は約2.5haの田畑を持つ農家の長男として生まれ、小さいときから稲作や野菜作りの手伝いをし、父や母が育てた農作物を食べて生活するのが、当たり前だと思ってきました。振り返れば、大学在学中に公害防止管理者水質第一種の資格を取得し、県内の河川水の分析のアルバイトをしました。専門は分析化学で「河川水に含まれる極微量の界面活性剤の定量法」の改良にとりくんだことで、自然環境に強く関心を持ち続けていたと思います。今は、教職員の組合の仕事をしていますが、その前は高校の理科の教員をしていました。養護学校高等部、工業高校、農業高校、工業高校定時制が主な勤務歴です。

1. 理科の教員として

以前、高校1年生対象に「理科I」という物理・化学・生物・地学の4領域の総合基礎科目がありました。内容は、自然界の平衡（地球の運動、地球の形状、地球の熱収支、生態系と物質循環）や、人間と自然（資源、太陽エネルギー・原子力の活用、自然環境の保全）でした。原子力の活用として、コバルト60を照射し発芽を押さえたジャガイモを例示するとともに、原子力発電の有用性を教えるもので、当時は何の疑問も持たずに生徒に教えていたことを思い出します。

しかし、1986年4月26日に発生したチェルノブイリ原発大事故で自分の認識の甘さを痛切に感じることになりました。事故によって放出された放射性物質は北半球全域に拡散し、ソ連だけでなく世界各地に放射能汚染をもたらしました。事実、チェルノブイリ原発の半径30km以内は居住を禁止されるとともに、各地に「ホットスポット」と呼ばれる高濃度汚染地域が点在していること。これらの地域の周辺においては放射線由来と思われるガンや白血病など病気にかかる被害を受けている方がいて、今なお減っていないこと。

原子力をコントロールすることは人間の叡智をはるかに越えるものと思い、自分たちに突きつけられた事実をもとに議論し合う授業を実践するようになってきました。

2. 農業科の教員として

農業高校では、当初2年間専門外の食品製造科に勤務することになり、クッキーやケーキ作り、ハム・ソーセージ作り、燻鶏作りなどの実習や食品化学の基礎実験を担当しました。同時期に2人目の子どもを授かり、関心は健康につながる安心安全な食材の確保や食品作りとなりました。

頭の中をよぎるのは、石川県内で営業運転を始めた志賀原発 1 号機で、原発事故が起きる恐れはないか、起きた場合にはどう行動すれば良いかなどを考えるようになりました。チェルノブイリ原発事故では、様々な地域で土地や動植物が放射能で汚染され、日々の営みができなくなることが、万が一自分たちにも降りかかるのではと思い、志を一にする仲間とともに能登原発反対行動、核燃料搬入の監視行動等を行ってきました。

3. 東日本大震災を契機に

2011 年 3 月 11 日は今でも忘れることができません。東京から講師をお呼びし、組合関係の学習会を開催する準備をしていたときでした。テレビで緊急放送が入り、大津波が沿岸部を飲み込み、家屋を流していく映像でした。その時は福島第一原発がシビアな状況になっていることは分かりませんでした。次々と報道されるニュースで何をすべきかを判断できない状況でした。あろうことか、原発建屋が爆発で吹き飛ばされる映像で、頭をよぎったのはチェルノブイリ原発事故の放射線汚染でした。事実、高い放射線量の中、安全な地域に避難する住民の皆さんの苦労は想像を絶するものだと思います。

その後、福島県の現地に赴くことができた時に目にしたのは、山あいのリンゴの果樹園で、収穫したリンゴを山積みにしてある光景でした。残留放射能が多く廃棄せざるを得ない生産者の姿を見て、私が尊敬する農業科の先輩教員が退職時にした話を思い出しました。

「私は 38 年の教員生活で、たった 38 回しか稲を育てることができなかった。」との言葉です。材料が揃えば何度もチャレンジすることができる産業と違い、農業は自然相手に、水の管理や施肥、草取りなどを行い、手塩にかけて育てても、天候不順などの要因で収穫できないことがあります。まさかと思った原発事故で、日常生活が一変し、心を込めて育てていた農作物を廃棄、放棄しなければならないことは、決して後悔してもしきれぬものではありません。

今日に至るまで、未だに故郷に戻ることができない方がたくさんいます。憲法第 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の具体化する施策を、被災した方々に国は最優先に実施すべきだと思います。2014 年 5 月 21 日に福井地裁で樋口裁判長が示した大飯原発運転差止判決の中で「豊かな国土と、そこに国民が根を下ろして生活していることが国富」と述べたことを再度認識すべきです。

4. 私たちのなすべきこと

石川県では 2007 年 3 月 27 日に能登半島沖深さ 11km でマクニチュード 6.9 の地震が起き、家屋倒壊や地盤変動など、大きな被害が出ました。志賀原発でも当時の基準地震動 S2 を上回る揺れが建屋を襲いました。今年に入って珠洲を震源とした地震が既に 60 回を超えています。地震のメカニズムは不明で、いつまで続くのか、さらに大きな揺れは来ないのか、住民は不安な生活を送っています。こうした中、全国各地から地震発生のお知らせが連

日のように届いています。私たちは、2011年3月11日の東日本大震災を忘れることはできません。

11月18日から原子力規制委員会は、志賀原発2号機の原子炉建屋の真下を通る断層を含む、敷地内の10の断層について、「活断層」の現地調査を始めました。これまで、様々な点から私たち原告団は、断層については「活断層」であり、即座に志賀原発は廃炉にすべきだと主張してきています。また、「基準地震動」を上回る地震が多発している事実からも、地震予知はそもそもできないとの主張も出てきています(樋口英明元福井地裁裁判長)。科学の発展には目を見張るものがあります。しかし、現代の科学においても残念ながら地震の予知はできません。

北陸電力は志賀原発2号機の基準地震動を1000ガルに引き上げましたが、1000ガルを超える地震は全国各地で頻発しています。事故におけるリスクを最小限にしようとしても、科学的にはゼロにすることはできません。速やかな結審を求めるとともに、過ちを再び繰り返さないことを強く要請し、意見陳述とします。